「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師」 「理学療法士」「歯科技工士」「柔道整復師」 に 係 る 学 校 の 関 係 手 続 き の 手 引

## 令和4年10月

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

## 改 訂 履 歴

平成16年4月

平成22年3月

平成24年11月

平成26年6月

平成28年3月

平成29年9月

平成31年2月

令和4年3月

令和4年10月

## 目 次

<b>-</b> .	「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師」「理学療法士」 「歯科技工士」「柔道整復師」に係る学校の関係事務手続き一覧・・	1ページ
<b>=</b> .	認定・指定学校概況報告について ・・・・・・・・・・・	2ページ
≡.	認定(指定)申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11 ページ
四.	変更承認申請について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22 ページ
五.	変更届出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26 ページ
六.	認定(指定)取消申請について ・・・・・・・・・・・	28 ページ
+		29 ~ <b>~</b> ₹

### (本件連絡先)

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課指導係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

TEL: 03-5253-4111 (内線 3716)

FAX: 03-6734-3737

E-mail: toku-sidou@mext.go.jp

## 一.「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師」「理学療法士」 「歯科技工士」「柔道整復師」に係る学校の関係事務手続き一覧

1. 文部科学大臣が認定(理学療法士、歯科技工士学校、柔道整復師にあっては指定。以下同じ。)する「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師」「理学療法士」「歯科技工士」「柔道整復師」に係る学校等(視覚障害者又は聴覚障害者を教育する特別支援学校関係)

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
資 格	関係学校・学科
	特別支援学校(視覚障害)高等部
あん摩マッサージ指圧師	本科保健理療科
	専攻科保健理療科
あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師	特別支援学校(視覚障害)高等部
一めん摩ィッケーシ指圧師、はり師及いさゆう師	専攻科理療科
四份库法士	特別支援学校(視覚障害)高等部
理学療法士	専攻科理学療法科
歩利サエナ	特別支援学校(聴覚障害)高等部
歯科技工士	専攻科歯科技工科
子学数估证	特別支援学校(視覚障害)高等部
柔道整復師 	専攻科柔道整復科

### 2. 事務手続きについて

. 事物子桃でに	20.6		
	区 分	提出期限	参照ページ
認定・指定学校 概 況 報 告	次の事項を毎年度報告する。 1. 当該年度の学年別生徒数 2. 前年度の卒業・修了者数 3. 前年度における教育の実施状況の概要 4. 前年度における経営の状況及び収支決算 (4. は理学療法士学校を除く。その他の学校にあっては学校法人立の学校のみ。)	毎年度開始後 2か月以内	P. 2
認定(指定)	新たに認定(指定)を受けようとする場合	認定(指定)を受けよう とする日から6か月前	P.11
変 更 承 認申 請	1. 教育課程・生徒の定員・学則(修業年限、定員又は 教育課程に関する事項)を変更しようとする場合 2. 校舎の各室の用途及び面積を変更しようとする場合 3. 実習施設を変更する場合(理学療法士学校のみ)	変更承認を受けようと する日から3か月前	P. 22
変 更 届 出	1. 設置者の氏名、住所を変更した場合 2. 学校の名称、位置を変更した場合 3. 学則(変更承認事項以外)を変更した場合 4. 実習施設を変更した場合(理学療法士学校を除く)	変更後 1 か月以内	P.26
認定(指定)取消申請	認定(指定)の取消しを受けようとする場合	取消しを受けようとす る日から3か月前	P. 28

#### 3. 根拠法令一覧(別冊)

区 分	報告	認定(指定)申請	変更承認申請	変更届出	認定(指定) 取消申請
あん摩マツサージ指圧師、はり師、 きゆう師等に関する法律施行令 平成4年9月24日政令第301号	第4条	第2条	第3条第1項	第3条第2項	第7条
理学療法士及び作業療法士法施行令 昭和 40 年 10 月 1 日政令第 327 号	第 12 条	第 10 条	第11条第1項	第11条2項	第 15 条
歯科技工士法施行令 昭和 30 年 9 月 7 日政令第 228 号	第 12 条	第 10 条	第11条第1項	第11条2項	第 16 条
柔道整復師法施行令 平成4年9月24日政令第302号	第5条	第3条	第4条第1項	第4条第2項	第8条

#### 4. 全般的留意事項

- (1) 申請書等は、設置者を経由して、文部科学大臣に提出すること。
- (2) 新規認定(指定)を受けようとする場合、又は学科の廃止に関連した募集停止を行う場合は、事前に連絡すること。
- (3) 提出期限は、認定等を受けようとする日から起算する。

#### 二. 認定・指定学校概況報告について

認定・指定を受けている 1. あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校、2. 理学療法士に係る学校、3. 歯科技工士に係る学校、4. 柔道整復師に係る学校について提出すること。

#### 1. 提出書類

- ·認定·指定学校概況報告書(P.4 別紙様式1)
- ·担当者名簿(P.10 別紙様式2)

#### 2. 提出期限

#### 毎年5月末日

#### 3. 「認定・指定学校概況報告書」作成要領

この「認定・指定学校概況報告書」は、下記の認定・指定学校(学校別、学科又は課程等別)区分について、別紙様式1のとおり作成すること。

ただし、一つの学校が複数の認定・指定を受けている場合(例:あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校において、本科保健理療科と専攻科保健理療科の認定を併せて受けている場合、本科保健理療科と専攻科理療科の認定を併せて受けている場合等)は、それぞれ別葉に作成すること。

なお、各記入項目に該当しない事例、特殊な事例等がある場合は、その内容を別紙(様式自由)と して作成の上、添付すること。

#### (区分)

- 1. あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校
- 2. 理学療法士に係る学校
- 3. 歯科技工士に係る学校
- 4. 柔道整復師に係る学校

#### 4. 記入上の注意事項

(1)この報告書は、各年5月1日現在で作成すること。

#### (2)「1. 学校の概要」について

ア 「学校の名称」欄の括弧内については、それぞれに記載されているものの中から該当するもの を選んで記入すること。なお、学校名称にはふりがなを付すこと。

- イ 「設置者の名称」「設置者の位置」欄については、公立の学校にあっては教育委員会の名称及び 位置、国立及び私立の学校にあっては法人の名称及び主たる事務所の位置を記載すること。
- ウ 「学科設置年月日」及び「学科認定(指定)年月日」には、当該学科の設置及び認定(指定) 年月日を記入する。学校の設置年月日ではないので、留意すること。

#### (3)「2. 在学状況」について

原級留置者、転科者等で在学者数が増加している場合は内数で記入し、内訳は備考に記入する

こと。

#### (4)「3. 卒業・修了者進路状況等」について

- ア 就職者のうち、定時制の学校に進学した者など、就職かつ進学した者については、「就職者数」 欄の括弧内に内数で記入し、「進学者数」欄の括弧内に外数で記入すること。なお、この場合、両 者の括弧内の数字の合計は必ず一致する。
- イ 「診療機関」への就職者については、資格(あん摩マッサージ指圧師、あん摩マッサージ指圧 師・はり師・きゅう師等)を区分して記入すること。
- ウ 「資格試験の合格状況」には、指定区分の各資格試験の合格状況を記入し、括弧内には既卒者を含めた状況を記入すること。なお、合格率(%)は、小数点第2位を四捨五入して記入すること。

#### (5)「4. 前年度の教育実施状況」について

ア この欄は、認定・指定を受けている学科において、開設されている授業科目の全てについて記 入すること。

なお、前年度未開講の科目については、単位数欄に開講予定の単位数を記入した上で、(未)と付記すること。(例: 2 (未))

- イ 高等部本科保健理療科は学習指導要領上の単位数で記入し、専攻科は大学設置基準上の単位数 で記入すること。
- ウ 「総合領域」については、表中に外数で記入すること。備考には総合領域について記入する必要はない。
- エ 専門科目の履修をもって必履修教科・科目の履修の一部又は全部に代替している場合には、ど の科目の何単位をどの科目で代替したか備考欄に明記すること。(例:「保健」2単位中1単位は 「疾病の成り立ちと予防」1単位で代替)
- オ 「課題研究」の履修により総合的な探究の時間における学習活動と同様の成果が期待できる場合に、課題研究の履修をもって総合的な探究の時間の一部又は全部を代替した際には、その旨を 備考欄に明記すること。(例:「総合的な探究の時間」3単位は「課題研究」3単位で代替)
- カ 教育課程の変更により一つの学科で二つ以上の教育課程がある場合については、別葉で作成し、 適用年度を左上に記入すること。(例:令和〇〇年度以降入学者)

#### (6)「5. 担当者名簿 (別紙様式2)」について

文部科学省から問い合わせ等を行う際の連絡担当者として、学校の担当者ではなく、教育委員会、 学校法人又は国立大学法人の担当者名を記入する。メールアドレスは、可能な限り代表メールアド レスと担当者個人のメールアドレスの両方を記載すること。

また、複数名を記載する場合には、業務の分担が分かるように記載すること。

## 令和〇〇年度認定 • 指定学校概況報告書

ふりがな 学校の名称					(国立、公立、	私立)	学校長	氏名			
学科等							理				
入学定員	C	OOA		修業年限	〇年		事長	氏名			
学校の位置	(〒	_	)	TEL ( )			<del>"</del> 年	学科設置 日日	年	月	日
設置者の名称							年	学科認定 (指定) : 月 日	年	月	日
設置者の位置	(∓	-	)	TEL (	) –						

#### 2. 在学状況

本年度の		本 年 度 の	在学者数		
入学者数	1年	2年	3年	合計	
	7	Д	٨.	Д	
備考					

<sup>※</sup>原級留置者、転科者等で在学者数が増加している場合は内数で記入し、内訳は備考に記入すること。

#### 3. 卒業・修了者進路状況等

前年度	度就職者数進学者数							未就職
卒業•	診療機関	教育機関	その他	, 計	特別支援学校	大学・専門学校等	その他	大
修了者	1277.【及[天]	<b>投口</b> 成因	( 0) 15	П	専攻科	(医療従事者関連に限る)	C 07 IE	D 30
	人							
	(人)							
	人	^	^	人	_ ^	^		
人	(人)	( 1)	( 1)	( 1)	( 1)	( 1)	( 1)	\ 
	人	(人)	(人)	(人)	( 人)	( 人)	(人)	
	( 人)							
		資格試験(	D合格状況	(今年春)	受験者数	合格者数	合格率	
求人数	件	あん摩マ	ッサージ指原	王師 人	、(人)	人(人)	%	(%)
	人	はり師		人	、(人)	人(人)	%	(%)
	1. ~ " " + 1 +	きゅう師		人	、(人)	人(人)	%	, , , ,

<sup>※</sup>就職かつ進学をした者については、就職者数欄の括弧内に内数で記入し、進学者数欄の括弧内に外数で記入のこと。この場合、両欄の括弧の合計値は必ず一致する。

<sup>※「</sup>診療機関」への就職者については、資格(あん摩マッサージ指圧師、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等) を区分して記入すること。

<sup>※</sup>資格試験の合格状況欄括弧内については、既卒者を含めた数字を記入すること。

4. 前年度の教育実施状況(令和〇〇年度入学者) 下記教育課程承認年月日 令和 年 月

分	*/LI-1	#J D			上	上の単位数		***			
分野	教科	科目	第1学年	第2学年	第3学年 小計		方法	教育内容			
	<b>—</b>										
	国語										
	me										
	地理歴史										
	公民										
	数学										
基								   科学的思考の基盤			
礎	理科							人間と生活			
分野											
±ľ	保健体育										
	芸術										
	外国語										
	家庭										
	情報										
	IHTK	小計									
専		疾病の成り立ちと予防						疾病の成り立ち、予防及び回復の			
門基	保健	生活と疾病						疾病の成り立ら、下防及の凹復の   促進			
礎	理療	土冶乙炔柄						ペピー   保健医療福祉とあん摩マッサージ			
分		医療と社会									
野		小計						THE TOTAL OF THE TEN			
	基礎保健理療							基礎あん摩マッサージ指圧学			
=	保健	臨床保健理療						臨床あん摩マッサージ指圧学			
専門		地域保健理療と保健理療経営						社会あん摩マッサージ指圧学			
分	理療	保健理療基礎実習						実習			
野		保健理療臨床実習									
		小計									
		上記の各科目									
/		上記の各科目									
/		保健理療情報						総合領域			
1/		課題研究									
//	/	小計									
		合計									
40	A 44.4 Mm										
	合的な探究										
		ームルーム)									
自	自立活動										
	年 間 授 業 週 数										
		卒業所要単位数									
備考	備考										
※ ※ ※ ※ ※ ※	総合領域にで	て行や列を加除すること。 ついては、表中に外数で記入する。 早は各学年の開講予定単位数の隣! ては備考に記入すること。 ては備育課程表と照らし合わせ、網師	こ(未)を付 作成すること	<b>-</b> 0							

日

〇〇学校本科保健理療科

(別紙様式1) 記入例1: 本科保健理療科

## 令和〇〇年度認定 • 指定学校概況報告書

1. 学校の概要

令和〇年5月1日現在

					- 7	
ふりがな 学校の名称	もんぶかがくけんりつし 文部科学県立視覚支援学		(公立)	学校長	氏名 文科	4 太郎
学 科 等	<b>本科保健理療科</b>					
入学定員	8人 修業年限 3年				氏名	
学校の位置	(〒 100 - 0000) 文部科学県千代田区霞が		3 ) 5252 — 0000	年	学科設置 E 月 日	昭和40年4月1日
設置者の名称	文部科学県			<del>:</del> 年	学科認定 (指定) = 月 日	昭和40年4月1日
設置者の位置	(〒 100 - 0000 ) 文部科学県千代田区永田		00 \ 0500 \ 0000			
		IEL (	03 ) 3583 -000			

#### 2. 在学状況

本年度の		本 年 度 の 🧦	在 学 者 数		
入学者数	1年	2年	3年	合計	
7人	8人	7人	6人	21人	
備考	転科者1を含む	原級留置者 1 を含む			

<sup>※</sup>原級留置者、転科者等で在学者数が増加している場合は内数で記入し、内訳は備考に記入すること。

#### 3. 卒業・修了者進路状況等

	F未 修了任廷邱认儿··								
前年度		就職者	数			進学者数		+ =+ 100	
卒業•	診療機関	教育機関	その他	計	特別支援学校	大学・専門学校等	その他	未就職 者 数	
修了者	1夕7泉7灰(天)	<b>秋月饭</b> 因	( O) IE	П	専攻科	(医療従事者関連に限る)	( O) IE	T 30	
	あマ指師 2人								
	( 人) 人 2人 4人	2人	ı	1					
7 人			2 /	^	\		人		
/ /	(人)	( 人)	(1人)	(1人)	(人)	( 1人)	(人)	'	^
	人	( )()	(1 )()	(1)()		( 17/			
	( 人)								
<del>-12</del> 1 <del>*1</del> -	資格試験の合格状況(今年春)		(今年春)	受験者数	合格者数	合格率			
求人数	10件	あん摩マ	ッサージ指原	王師	7人	6 )		85.7	%
	1 2 人				(11人)	(9人)		(81.8%	)

<sup>※</sup>就職かつ進学をした者については、就職者数欄の括弧内に内数で記入し、進学者数欄の括弧内に外数で記入のこと。この場合、両欄の括弧の合計値は必ず一致する。

<sup>※「</sup>診療機関」への就職者については、資格(あん摩マッサージ指圧師、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等) を区分して記入すること。

<sup>※</sup>資格試験の合格状況欄括弧内については、既卒者を含めた数字を記入すること。

## 4. 前年度の教育実施状況(令和〇年度以降入学者)

下記教育課程承認年月日 令和 〇年 〇月 〇日 文部科学県立視覚支援学校本科保健理療科

八			$\bigcirc$ 7, $\bigcirc$	<u>ブロ</u> 学習指導要	·····································	<del>スロバーノ</del> D単位数		之及一次不可不及建立次可		
分野	教科	科目	第1学年	第2学年	第3学年	小計	履修 方法	教育内容		
		現代の国語	2			2				
	国語	言語文化		2		2				
	ul zmrz	地理総合		2		2				
	地理歴史	歴史総合			2	2				
	公民	公共	2			2				
	数学	数学 I	2			2				
基	TMT-I	科学と人間生活	1	(1)		1				
礎	理科	生物基礎		1	1	2		科学的思考の基盤		
分	/= / / ·	体 育	3	2	2	7		人間と生活		
野	保健体育	保健	1	(1)		1				
	±± / h=	音楽 I	1	1		1	\== I=			
	芸術	美術 I	1	1		1	選択			
	外国語	英語コミュニケーション [		2		2				
	家庭	家庭基礎		2		2				
	情報	情報 I	(2)							
		小計	12	12	5	29				
#		人体の構造と機能	5	5		10		人体の構造と機能		
専門	保健 - 理療 _	疾病の成り立ちと予防	2	2		4		疾病の成り立ち、予防及び回復の		
基		生活と疾病			7	7		促進		
礎 分		医療と社会	1	1		2		保健医療福祉とあん摩マッサージ 指圧、はり及びきゅうの理念		
野		小計	8	8	7	23				
		基礎保健理療		5		5		基礎あん摩マッサージ指圧学		
専		臨床保健理療			7	7		臨床あん摩マッサージ指圧学		
門	保健	地域保健理療と保健理療経営			1	1		社会あん摩マッサージ指圧学		
分	理療 -	保健理療基礎実習	6	3		9		実習		
野		保健理療臨床実習			6	6		臨床実習		
		小計	6	8	14	28				
/		保健理療情報	2			2		40 A ATILE		
/		課題研究		2	1	3		総合領域		
/		小計	2	2	1	5				
	1	合計	28	30	28	85				
総	合的な探究の			(2)	(1)					
	<u>ロロチのボクル・</u> 別活動(ホ-		1	1	1	3				
	立活動		1	1	1	3				
		年間授業週数	35	35	35	105				
		卒業所要単位数	30	30	30	91				
							/			

#### 備者

- ・「保健」2単位中1単位は「疾病の成り立ちと予防」1単位で代替
- ・「科学と人間生活」2単位中1単位は「人体の構造と機能」1単位で代替
- ・「情報 I 」 2 単位は「保健理療情報」 2 単位で代替
- ・「総合的な探究の時間」3単位は「課題研究」3単位で代替

(別紙様式1) 記入例2: 専攻科理療科

## 令和〇〇年度認定•指定学校概況報告書

#### 1. 学校の概要

#### 令和〇年5月1日現在

11 1/47	170 🔨				1- 1- 0	1 2 73 1 1 20 12
かりかる なか	もんぶかがくけんりつした 文部科学県立視覚支援学材		こう (公立)	学校長	氏名 文	科 太郎
学 科 等	専攻科理療科			理		
入学定員	8人	修業年限	3年	事長	氏名	
学校の位置	(〒 100 - 0000) 文部科学県千代田区霞が		. ( 03 ) 5252 — 4111	年	学科設置 = 月 日	昭和40年4月1日
設置者の名称	文部科学県			· 年	学科認定 (指定) = 月 日	昭和40年4月1日
設置者の位置	(〒 100 - 0000 ) 文部科学県千代田区永田		03 ) 3583 — 5111			

#### 2. 在学状況

本年度の		本 年 度 の 3	在 学 者 数	
入学者数	1年	2年	3年	合計
7人	8人	7人	6人	21人
備考	転科者1を含む	原級留置者1を含む		

<sup>※</sup>原級留置者、転科者等で在学者数が増加している場合は内数で記入し、内訳は備考に記入すること。

#### 3. 卒業・修了者進路状況等

	1 / 10 1 11		•						
前年度		就職者	数			進学者数		未前	± 11±±±
卒業•	=->_in=_+44:00	4.本茶田	7. D/H	計	特別支援学	大学・専門学校等	ての44	者	数
修了者	診療機関	教育機関	その他	āΤ	校専攻科	(医療従事者関連に限る)	その他	11	奴
	あはき師 1人								
	( 人)	1 1	1 L	4.1	1.1	1.1	ı		
7 人	あマ指師 1人	1人	1人	4人	1人	1人	人	•	1人
7 人	( 人)	(人)	(1人)	(1人)	(人)	( 1人)	(人)		1 /
	人	( )	(1)		( )	( 1 \( \) )	( )		
	( 人)								
		資格試験の	D合格状況	(今年春) 5	受験者数	合格者数	合格率		
求人数	10件	あん摩マッ	ッサージ指圧	王師 7人	(11人)	6人 (9人)	85.7%	(81.	8 %)
	12人	はり師		7人	(11人)	5人 (8人)	7 1. 4%	(72.	7 %)
		きゅう師		7人	(11人)	5人 (8人)	71.4%	(72.	7 %)

<sup>※</sup>就職かつ進学をした者については、就職者数欄の括弧内に内数で記入し、進学者数欄の括弧内に外数で記入のこと。この場合、両欄の括弧の合計値は必ず一致する。

<sup>※「</sup>診療機関」への就職者については、資格(あん摩マッサージ指圧師、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等) を区分して記入すること。

<sup>※</sup>資格試験の合格状況欄括弧内については、既卒者を含めた数字を記入すること。

4. 前年度の教育実施状況(令和〇年度以降入学者) 下記教育課程承認年月日 令和 〇年 〇月 〇日 文部科学県立視覚支援学校専攻科理療科

1,90	<b>教育誄性承認平月日</b>		J <b>H</b> O	'口		人即外	<b>子宗丛</b> 倪5	包又拔子仪导以件理想件
分	#J [	120 AK-1-1-1		大学設置基	準 上の	単位数	履修	*******
分野	科目	授業方法	第1学年	第2学年	第3学年	小計	方法	教育内容
	国語表現	講義・演習	3			3		
基	人間関係学	講義・演習	2	2		4		7.13444 FB + 0 ++ 0B
礎	保健体育	講義・演習	1	1		2		科学的思考の基盤 人間と生活
分	保健体育	実験·実習·実技	1	1		2		八則と土冶
野	コミュニケーション論	講義・演習	1	1	1	3		
		小計	8	5	1	14		
専	人体の構造と機能	講義・演習	15			15		人体の構造と機能
門	疾病の成り立ちと予防	講義・演習	4	3		7		疾病の成り立ち、予防及び回復
基	生活と疾病	講義・演習		9	5	14		の促進
礎分	医療と社会	講義・演習		2	2	4		保健医療福祉とあん摩マッサー ジ指圧、はり及びきゅうの理念
野		小計	19	14	7	40		
	基礎理療学	講義・演習	3	3	3	9		基礎あん摩マッサージ指圧学 基礎はり学 基礎きゅう学
	臨床理療学	講義・演習		3	12	15		臨床あん摩マッサージ指圧学 臨床はり学 臨床きゅう学
_	地域理療と理療経営	講義・演習			2	2		社会あん摩マッサージ指圧学 社会はり学 社会きゅう学
専門	理療基礎実習	実験·実習·実技	8	11		19		実習
分	理療臨床実習	実験·実習·実技			9	9		臨床実習
野		小計	11	17	26	54		
	基礎理療学	講義・演習	2			2		
	理療情報	講義・演習		1		1		総合領域
	課題研究	講義・演習		4	3	7		
		小計	2	5	3	10		
総	合的な探究の時間							
特別	別活動(ホームルーム)							
自	立活動							
		年間授業週数	35	35	35	105		
		卒業所要単位数	40	41	37	118		

備考

## (別紙様式2)

# 担 当 者 名 簿

機関名			
住 所	〒 −		
電話番号	( ) –	(内線	)
	<代表>		
メールアドレス	<担当者>		
担当部局			
担当課(室)			
担当者職・氏名			

## 三. 認定(指定)申請について

- 1. 提出書類 学校認定(指定)申請書
- 2. 提出期限

認定(指定)を受けようとする日から6か月前(4月1日に認定(指定)を受ける場合は前年の9月末日(休日の場合は、直前の開庁日))

(様式例)

学校認定(指定)申請書

年 月 日

文部科学大臣 殿

設置者名称 住所

代表者職・氏名

印

【○○○学校・○○学科】の、【あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第2条第1項】に規定する 学校としての認定(指定)について、【あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第2条】の規定 に基づき、関係書類を添えて申請します。

1. 設置者の名称及び住所

名	称								
住	所	₹	_		Ģ	電話(	)	_	

2. 学校の名称、位置及び学校長の氏名

名	称								
位	置	Ŧ	_			電話(	)	_	
学校長	の氏名			•			•		

- 3. 設置年月日
- 年 月 日
- 4. 学則(別添のとおり)
- 5. 学科の名称、修業年限等

学科の名称	修業年限	1 学年の 定員	1 学年の 学級数	総学級数	総定員	備考

- 6. 教育課程表 (別添のとおり)
- 7. 学校長の氏名、履歴等(別添のとおり)
- 8. 教員の氏名、履歴及び担当授業科目並びに専任又は兼任の別(別添のとおり)
- 9. 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図 (別添のとおり)
  - (1) 校地内における建物配置図
  - (2) 当該学科に係る建物平面図
  - (3) 各室の用途及び面積
- 10. 教授用及び実習用の器械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品の目録
  - (1)器械器具(別添のとおり)
  - (2)標本及び模型(別添のとおり)
  - (3) 図書(学術雑誌は目録を添付)(別添のとおり)
  - (4) その他の備品(別添のとおり)
- 11. 臨床実習を行う実習施設に関する書類(別添のとおり)
  - (1)総括表
  - (2) 実習施設の概要
  - (3)承諾書
- 12. 収支予算及び向こう2年間の財政計画(様式自由)

- 3. 記入上の注意事項
  - 設置者住所は、地方公共団体の場合は教育委員会の所在地を、学校法人及び国立大学法人(以下、「法人」という。)の場合は主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 代表者職・氏名は、地方公共団体の場合は教育長の職・氏名を、法人の場合は、代表者の職・氏 名を記入すること。
  - 〇 【 】内は、学科ごとに適切な学科名・法令名等を記載すること。
  - 「3. 設置年月日」について
  - 既存の学校に新たに学科を設置する場合は、当該学科を設置する年月日を記入すること。

#### 「4. 学則」について

- 学則とは、修業年限、生徒の定員及び教育課程に関する事項等を定めたものを指し、都道府県条 例等が該当する場合もあるので留意すること。
- 「5. 学科の名称、修業年限等」について
- 当該申請に係る学科の名称等について記入すること。
- 「総学級数」及び「総定員」の欄は、学科ごとに全学年における総学級数及び総定員を記入する こと。
- 「6. 教育課程表」について(様式例ア参照(P.13~15))
- 「7. 学校長の氏名、履歴等」について(様式例イ参照(P.16))
- 「8. 教員の氏名、履歴及び担当授業科目並びに専任又は兼任の別」について(様式例ウ参照(P.17))
- 「9. 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図」について
- (1)の建物配置図は簡略なものとするとともに、敷地面積、運動場の面積、各建物の建築面積 等が分かるようにすること。
- (2)の建物平面図については、学科に関係のある各室が用途別に分かるよう留意するとともに、 関係する各室には番号を付すなどして、(3)の各室の用途及び面積の表との対応を図ること。
- ロッカールーム(又は更衣室)、手洗い及び消毒設備の位置が明確に分かるようにすること。
- 実習室については、各室のベッド数が分かるように記載すること。
- 「10. 教授用及び実習用の器械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品の目録」について (様式 例エ参照 (P.18))
- 「11. 臨床実習を行う実習施設に関する書類」について (様式例才参照 (P.19~21))
- 学校養成施設附属の実習施設についても臨床実習を行う実習施設に関する書類を提出すること。
- 「12. 収支予算及び向こう2年間の財政計画」について
- 私立の学校のみ添付すること。(様式自由)

#### 教育課程表

(令和〇〇年度以降入学者)

#### 〇〇県立盲学校高等部本科保健理療科

\ 1-	11HOO-	+皮以件八十七/					ᆿᅮᅜᆝ	可分叫个个人胜性况付
分野	教科	科目	第1学年	学習指導 第2学年		D単位数 小計	履修 方法	教育内容
	国語		212 · 3 [	712 - 1 -	212 - 3 1	, H1		
	地理歴史							
	公民							
	数学							
基礎	理科							科学的思考の基盤 人間と生活
分野	保健体育							八川とエ店
	芸術							
	外国語							
	家庭							
	情報							
	1	小計						
専		人体の構造と機能						人体の構造と機能
門	保健 理療	疾病の成り立ちと予防						疾病の成り立ち、予防及び回復の
基礎	理療	生活と疾病						促進
分		医療と社会						保健医療福祉とあん摩マッサージ 指圧、はり及びきゅうの理念
野		小計						
		基礎保健理療						基礎あん摩マッサージ指圧学
専	<i>I□ I</i> 7±	臨床保健理療						臨床あん摩マッサージ指圧学
門	保健 理療	地域保健理療と保健理療経営						社会あん摩マッサージ指圧学
分		保健理療基礎実習						実習
野		保健理療臨床実習						臨床実習
		小計						
/		上記の各科目						
		保健理療情報						総合領域
/		課題研究						
		小計						
総	合的な探究	の時間						
特	別活動(ホ	ームルーム)						
自	立活動							
		合計						
備考	<u> </u>				<u>.                                    </u>			

- 1. 教育課程表は学科ごとに作成すること。また、入学年度により異なる教育課程を編成する場合は、入学年度ごとに作成すること。
- 2. 教育課程の編成に当たっては「【P.29 資料ア】教育内容と教科「保健理療」に属する科目との対比表(特別支援学校 (視覚障害)高等部本科)」に基づいて編成し、<u>学習指導要領上の単位数で記入すること</u>。また、専門基礎分野及び専 門分野の編成に当たっては、学習指導要領に示す各科目により編成すること。なお、同欄に示す単位数を超過して履修 させることも可能である。
- 3.「総合領域」については、表中に外数で記入すること。
- 4. 「特別活動 (ホームルーム)」については、50分の授業をもって1単位時間とし、年間35単位時間以上の履修が必要であるが、単位の認定はできないこと。
- 5.「履修方法」欄には、選択履修等について記入すること。
- 6. 専門科目の履修をもって必履修科目の履修の一部又は全部に代替している場合、又は、課題研究の履修をもって総合的な探究の時間の一部又は全部を代替する場合には、何単位をどの科目で代替したかを備考欄に明記すること(例:「保健」1単位については「疾病の成り立ちと予防」1単位で代替 総合的な探究の時間3単位については、課題研究3単位で代替)。※専門教科・科目の履修によって、必履修教科・科目と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部にかえることができる。

#### 教育課程表

#### (令和〇〇年度以降入学者)

#### 〇〇県立盲学校高等部専攻科保健理療科

分	<b>5</b> 1 🗖	12346-1-1-1		大学設置基	準 上の	単位数	履修	***
分野	科目	授業方法	第1学年	第2学年	第3学年	小計	方法	教育内容
基礎分野								科学的思考の基盤 人間と生活
		小計						
専	人体の構造と機能							人体の構造と機能
門	疾病の成り立ちと予防							疾病の成り立ち、予防及び回復 の促進
基礎	生活と疾病							
分	医療と社会							保健医療福祉とあん摩マッサー ジ指圧、はり及びきゅうの理念
野		小計						
	基礎保健理療							基礎あん摩マッサージ指圧学
	臨床保健理療							臨床あん摩マッサージ指圧学
	地域保健理療と保健理療経営							社会あん摩マッサージ指圧学
専	保健理療基礎実習							実習
門門	保健理療臨床実習							臨床実習
分		小計						
野	上記の各科目							
	保健理療情報							総合領域
	課題研究							
		小計						
総	合的な探究の時間							
特	別活動(ホームルーム)							
自	立活動							
		合計						

#### 備考

- 3.「総合領域」については、表中に外数で記入すること。
- 4.「履修方法」欄には、選択履修等について記入すること。

<sup>1.</sup> 教育課程表は学科ごとに作成すること。また、入学年度により異なる教育課程を編成する場合は、入学年度ごとに作成すること。

<sup>2.</sup> 教育課程表の編成に当たっては「【P.30 資料イ】「教育内容と教科「保健理療」に属する科目との対比表(特別支援学校(視覚障害)高等部専攻科)」に基づいて編成すること。また、「単位数」欄には、大学設置基準上の単位数で記入すること。なお、同欄に示す単位数を超過して履修させることも可能である。

#### 教育課程表

#### (令和〇〇年度以降入学者)

#### 〇〇県立盲学校高等部専攻科理療科

				大学設置基		単位数		
分野	科目	授業方法	第1学年	第2学年	第3学年	小計	履修 方法	教育内容
基礎分野								科学的思考の基盤 人間と生活
		小計						
専	人体の構造と機能							人体の構造と機能
門	疾病の成り立ちと予防							疾病の成り立ち、予防及び回復
基	生活と疾病							の促進
礎分	医療と社会							保健医療福祉とあん摩マッサー ジ指圧、はり及びきゅうの理念
野		小計						
	基礎理療学							基礎あん摩マッサージ指圧学 基礎はり学 基礎きゅう学
	臨床理療学							臨床あん摩マッサージ指圧学 臨床はり学 臨床きゅう学
±	地域理療と理療経営							社会あん摩マッサージ指圧学 社会はり学 社会きゅう学
専門	理療基礎実習							実習
分	理療臨床実習							臨床実習
野		小計						
	上記の各科目							
	理療情報							総合領域
	課題研究							
		小計						
総合	合的な探究の時間							
特別	別活動(ホームルーム)							
自立	立活動 二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十							
		合計						

備考

- 3.「総合領域」については、表中に外数で記入すること。
- 4.「履修方法」欄には、選択履修等について記入すること。

<sup>1.</sup> 教育課程表は学科ごとに作成すること。また、入学年度により異なる教育課程を編成する場合は、入学年度ごとに作成すること。

<sup>2.</sup> 教育課程表の編成に当たっては「【P.31 資料ウ】「教育内容と教科「理療」に属する科目との対比表(特別支援学校 (視覚障害)高等部専攻科)」に基づいて編成すること。また、「単位数」欄には、大学設置基準上の単位数で記入する こと。なお、同欄に示す単位数を超過して履修させることも可能である。

## (様式例イ)

£ <u>名</u>					
E	氏 名		4	<b>上年月日</b>	
Ī	見住所				
学歴					
	年	月	事	項	
	年	月			
	年	月			
	年	月			
職歴		^~~~	······································	······································	······
	年	月	事	項	
	年	月			
	年	月			

#### (様式例ウ)

教員の氏名、履歴及び担当授業科目並びに専任又は兼任の別

(本科・専攻科) 学科名

<b>≖</b> □			:名	生年	履   歴				担当教科	週 担 当	専任兼任	
番号	職名	氏		月日	免許·資格	学	歴	教育歷	Ę	科目	授業時数	の別
1												
								年	月		( )	
2												
_								年	月		( )	
3												
								年	月		( )	

- 免許・資格欄には、教員免許及びあん摩マッサージ指圧師免許等について記入すること。
- 学歴欄には、最終学歴(学校名、卒業・修了年月)を記入すること。 教育歴欄には、認定を受けようとする日における在職期間(幼稚園、小学校、中学校等も含めて 教職にあった期間を通算する。) を記入すること。
- 担当教科科目欄は、新設年度における担当教科科目を当該年度の教育課程と照合させて作成する
- 週担当授業時数欄は、各教員の当該学科における担当時数を記入するとともに、他の学科、学部 を含め、1週間に受け持つ授業時数を、括弧を付して記入すること。 「兼任」は、非常勤の教員の場合に記入すること。

### (様式例工)

教授用及び実習用の器械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品の目録

#### (1) 器械器具

`	· / HH 1	/W HH 7 <		
	番号	吜笠	数量	備考
	1			
	2			
	3			

#### (2)標本及び模型

番号	品	B	数	量	備	考
1						
2						
3				^ ^ ^		

#### (3)図書(学術雑誌は目録を添付)

٠.	9 / 64 6	٠, ٦	1.1.1 ATT	диск и СМ	ロッかいり	11/	
	図	書	の	種	類	現有冊数・種類(点字図書の内数) 備 :	考
						<b>m</b> ( )	
	専門基	礎分	野に	関す	る図書	<b>m</b> ( )	
						<b>m</b> ( )	
						<b>m</b> ( )	
		合		計		<b>m</b> ( )	
	学	術		雑	誌	種類(()	

#### (4) その他の備品

番号	П	目	数	量	備考
1					
2					
3					
~~~~	^^^	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	^^^^	^^^	<u></u>

〇 器械器具、標本及び模型の数については、「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」(平成元年10月11日付け文初特第174号文部省初等中等教育局長・高等教育局長通知)(抄)を参照すること。(P.36)

#### (様式例オー1)

総	括表				科
	番	実習施設名	当該実習施設を使	実習施設における実習指導者	備考
	号	关白肥政石	用する授業科目名	(所属、資格名、臨床経験年数等)	1/# 45
,			L		

#### (注)

- この様式は、使用する学科ごとに、使用する全ての実習施設についてまとめて記入すること。
- 〇 「実習施設における実習指導者」の欄には、当該実習施設の実習指導者を全て記入し、本務の所 属先、当該指定学校に係る資格名(免許の種類)及び臨床経験(業務従事)年数を記入すること。
- 学校養成施設附属の実習施設の「実習指導者の臨床経験年数等」は、学校養成施設の教諭として の経験年数を記入すること。
- 使用する実習施設の数に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。
- 〇 1実習施設について、2以上の授業で使用する場合、「当該実習施設を使用する授業科目名」の 欄に全ての授業科目名を一括して記入すること。
- 実習施設における実習指導者が、養成しようとする資格に係る免許を有していない場合(一人でも免許を有していない実習指導者がいる場合も含む)は、①学校等の実習指導体制及び②その実習指導者が実習目的に照らして適切であることを説明する書類を添付すること。(様式自由)

#### (様式例オー1) 記入例

総括表	₹		専攻科保健	理療科
番	実習施設名	当該実習施設を使	実習施設における実習指導者	備考
号	天白旭政石	用する授業科目名	(所属、資格名、臨床経験年数等)	1佣 右
1	文部科学県立 視覚支援学校 附属実習施設	保健理療臨床実習	文 科 次 郎 (高等部 特別支援学校自立教科(理療)教諭 20年) ○○○○ (高等部 特別支援学校自立教科(理療)教諭 18年) ○○○○ (高等部 特別支援学校自立教科(理療)教諭 10年) ○○○○ (高等部 特別支援学校自立教科(理療)教諭 7年)	
2	文科鍼灸指圧 施術所	保健理療臨床実習	〇〇       〇〇       (あマ指師       15年)         〇〇       〇〇       (あはき師       20年)	
\\\\\		·····	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	·////
10	文部鍼灸 マッサージ院	理療臨床実習	〇〇       〇〇       (はき師       17年)         〇〇       〇〇       (あはき師       18年)	

#### (様式例オー2)

施設の名称					
施設の位置					
設置者等			管理者		
設置年月日		•			
ベッド数					
最近の患者数等					
当ないこの明朝生	距離		交通機関		片道所要時間
学校からの距離等 ――					
前年度の実習生	学校名等	年間受入延人数(実数)			人数 (実数)
受入状況					

#### (注)

- この様式は、使用する学科ごとに、使用する全ての実習施設について記入するものとする。
- 実習施設が複数にわたる場合は施設別に記載すること。
- 〇 「最近の患者数等」の欄は、最近1年間(申請書提出時の前年度)の施術を受けた者の数を記入すること。(あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師学校にあっては、最近1年間にあん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうの施術を受けた者の数。柔道整復師学校にあたっては、最近1年間に柔道整復の施術を受けた者の数)
- 〇 「学校等からの距離等」の欄には、当該申請校からの公共交通機関等を利用した場合の距離等を 記入する。
- 〇 「実習生受入状況」の欄には、申請時の前年度における当該実習施設の年間の受入れ学校名及び 受入れ延人数、( )内には実数を記入すること。(学校等数に応じ、適宜枠を増やして記入す ること。)
- 実習施設の変更届出の場合には、変更後に新規に使用する実習施設についてのみ作成すること。
- 学校養成施設附属の実習施設の場合は、「学校からの距離等」の記入は不要。

#### (様式例オー2) 記入例

習施設の概要					専攻科保健理療			
施設の名称	文科鍼灸指圧施術所							
施設の位置	文部科学県〇〇区〇〇丁	目〇〇	)番地					
設置者等	00000		管理者	院長	0000			
設置年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	習和〇〇年〇〇月〇〇日						
ベッド数	8床							
最近の患者数等	延〇〇〇人							
学校からの距離等	距離		交通機関		片道所要時間			
子校からの距離寺	5 km		路線バス		15 分			
<b>並左</b> 在の中羽出	学校名等		年間受入延人数(実数)					
前年度の実習生	A専門学校			、(15人)				
受入状況 	B視覚支援学校			15 人	、(10人)			

#### (様式例オー3)

## 承 諾 書

(学校名) (学部、学科等名) の実習施設として、(使用開始年月日) より(当該実習施設名) を使用することを承諾します。

令和 年 月 日

承諾に際して付した条件

開設者又は長の職名・氏名

印

(当該申請に係る設置者名) 殿

(注)

- この様式は、使用する学科ごとの実習施設全てについて記入するものとする。ただし、二以上の 施設で開設者等が同一の場合は、「当該実習施設名」を併記しても差し支えない。
- (使用開始年月日)には、実際に実習施設として使用を開始する時期を記入すること。
- 〇 「開設者又は長の職名・氏名」の欄には、管理者と開設者が異なる場合は、管理者として差し支 えない。なお、「印」は、本人の署名をもって代えることができる。
- 受入学生数の上限等、承諾に際して条件を付した場合には、その旨本様式に付記すること。
- 実習施設の変更届出の場合には、変更後に新規に使用する実習施設についてのみ作成すること。
- 原本の写しを添付する場合は、設置者が原本証明すること。なお、一括して設置者の原本証明を することができる。
- 〇 学校養成施設附属の実習施設の場合も提出すること。

#### (様式例オー3) 記入例

## 承 諾 書

文部科学県立盲学校高等部専攻科理療科の実習施設として、令和〇〇年〇〇月〇〇日より文科鍼 灸指圧施術所を使用することを承諾します。

令和 年 月 日

#### 承諾に際して付した条件

・実習を実施する際は、受入人数及び実習内容等について、事前に調整を行うこと。

開設者又は長の職名・氏名

钔

文科鍼灸指圧施術所長 〇〇〇〇

00000 殿

### 四. 変更承認申請について

- 1. 提出書類 変更承認申請書
- 2. 提出期限

承認を受けようとする日から3か月前(4月1日に承認を受ける場合は前年の12月28日(休日の場合は、直前の開庁日))

(様式例)

#### 変更承認申請書

年 月 日

印

文部科学大臣 殿

設置者名称 住所 代表者職・氏名

【○○○学校・○○学科】の【変更承認申請事項】の変更について、【あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等 に関する法律施行令第3条第1項】の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1. 学校の名称、位置及び学校長の氏名

名	称									
位	置	₹	_			電話	(	)	_	
学校長	の氏名				•			•		

- 2. 変更事項
  - (例) 修業年限、生徒の定員、教育課程、校舎の各室の用途及び面積等の変更
- 3. 変更理由
- 4. 変更年月日 令和 年 月 日

(令和 年 月 日以降に入学する者から適用する。)

5. 学則(別添のとおり)

#### 3. 記入上の注意事項

- 〇 <u>設置者名称、住所、代表者職・氏名、【 】内の記入については、「三. 認定(指定)申請について」の3. 記入上の注意事項参照(P.12)。</u>
- ○「2. 変更事項」について
  - ・教育課程を変更する場合は、教育課程表を当該変更承認申請に係る学科の別に記入すること。また、新旧の教育課程表を提出すること。
  - ・入学年度により、異なる教育課程を編成する場合は、入学年度別に作成すること。(様式例ア参照 (P.13~15))
  - ・入学定員を増加する変更を行う場合は、入学定員の変更について記入するとともに、校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図を添付すること。(「三. 認定(指定)申請について」の3. 記入上の注意事項参照(P.12))
  - ・校舎の各室の用途及び面積等を変更する場合は、校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図を添付すること。(「三. 認定(指定)申請について」の3. 記入上の注意事項参照(P.12))
- ○「5. 学則」について
  - ・学則(修業年限、生徒の定員及び教育課程に関する事項)に変更がある場合は、新学則及び旧学則を添付すること。学則以外の変更事項の場合は添付の必要はない。なお、都道府県条例等が学則に相当する場合もあるので留意すること。

### 変更承認申請書

〇〇年 12 月 10 日

文 部 科 学 大 臣 殿

設置者名称 文部科学県教育委員会 住所 文部科学県千代田区永田町 1-77 代表者職・氏名 教育長 科学 花子 印

文部科学県立視覚特別支援学校高等部本科保健理療科の教育課程の変更について、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第3条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

#### 1. 学校の名称、位置及び学校長の氏名

名	称	文部和	斗学県立	視覚特別支援学校
位	置	〒100	-0000	文部科学県千代田区霞が関 3-2-22
				電話 (03) 5252-4111
学校長(	の氏名	文部	太郎	

#### 2. 変更事項

#### 教育課程の変更

	14 다 <i>모</i>		新				
	科目名	1 学年	2 学年	3 学年	1 学年	2 学年	3 学年
ア	生活と疾病	2 単位	3 単位	3 単位	2 単位	2 単位	4 単位
1	臨床保健理療		2 単位	4 単位		3 単位	3 単位
ウ	情報I	(1) 単位	(1) 単位		1 単位	1 単位	
ェ	保健理療情報	1 単位	1 単位				

#### 3. 変更理由

- ア 「生活と疾病」の内容のうち、「主な症状の診察法」を第3学年で一括して学習していたものを、第 2学年と第3学年に均等に振り分けることで、理論と実習を並行して学習し、より高い学習効果を得る ため。
- イ 「臨床保健理療」を第3学年で重点的に学習することで、基礎的な内容を十分に理解した上で、施術 を行う態度を身に付ける学習へと効果的に移行するため。
- ウエ 医療現場の情報化に対応することを目的とし、情報及び情報処理に関する知識・技能を、一般的な 知識としてではなく、保健理療の分野において活用できる知識・技能として身に付けさせるため、情報 Iについては、保健理療情報の履修に替えることとする。
- 4. 変更年月日 令和〇年〇月〇日 (令和〇年〇月〇日以降に入学する者から適用する。)
- 5. 学則(別添のとおり)

#### (新)教育課程表

## (令和〇〇年度以降入学者)

## 文部科学県立視覚特別支援学校高等部本科保健理療科

	教 科	科目		単位	数(学習	指導要領	į)	履修方法	教育内容
	400 14	17 0	笋	1学年	第2学年	第3学年	計	腹修刀法	教育內谷
	田部	現代の国語		2			2		
	国語	言語文化			2		2		
	地理	地理総合			2		2		
	歴史	歴史総合		2			2		
	公民	公共		2			2		
	数学	数学 I		2			2		
		科学と人間生活			1 (1)		1		
基	理科	生物基礎				2	2		科学的思考の基盤
礎	保健	体育		3	2	2	7		人間と生活
分配	体育	保健			1	(1)	1		
野		音楽 I		2		, ,	_	.== !=	
	芸術	美術 I		2			2	選択	
		英語コミュニケーション	シー				_		
	外国語	I		2			2		
	家庭					2	2		
	情報	情報I		(1)	(1)				
	AT HI		計	15	8	6	29		
		.,	HI	10	Ŭ	•	20		保健医療福祉とあん摩マッ
専		医療と社会				2	2		サージ指圧、はり及びきゅ
門	保健	匹派とは五				_	_		うの理念
基	理療	人体の構造と機能		2	2	3	7		人体の構造と機能
礎		疾病の成り立ちと予	R‡		2	2	4		疾病の成り立ち、予防及
分		生活と疾病	101		3	3	6		び回復の促進
野		小	<b>≘</b> ∔	2	7	10	19		0.回度00定座
		基礎保健理療	П			10	13		基礎あん摩マッサージ指
				2	2		4		圧学
専	155 to 1	臨床保健理療			2	4	6		臨床あん摩マッサージ指
門	保健								圧学
分	理療	地域保健理療と		2			3		社会あん摩マッサージ指
野		保健理療経営			0	•			圧学
		保健理療基礎実習		3	3	3	9		実習
		保健理療臨床実習	-1		3	6	8		臨床実習
	/	小	計	7	10	13	29		
/		生活と疾病		2			2		
/		医療と社会		1	1	1	3		総合領域
/		保健理療情報		1	1		2		
I/		課題研究		1	1	1	3		
<u> </u>	小 計		計	5	3	2	10		
	総合的な探究の時間			(1)	(1)	(1)			
	特別活動(ホームルーム)			1	1	1	3		
自立	活動			1	1	1	3		
/# -tz		合	計	31	30	33	94		

#### 備考

- ・「保健」2単位は「疾病の成り立ちと予防」2単位で代替
- ・「科学と人間生活」2単位中1単位は「人体の構造と機能」1単位で代替
- ・「情報 I 」 2 単位は「保健理療情報」 2 単位で代替
- ・「総合的な探究の時間」3単位は「課題研究」3単位で代替

#### (旧)教育課程表

## (令和〇〇年度以前入学者)

### 文部科学県立視覚特別支援学校高等部本科保健理療科

	ا ابط	科目	単位	数(学習	指導要領	[)	履修	*/- 本 中 南
	教 科	科 日	第1学年	第2学年	第3学年	計	方法	教育内容
		現代の国語	2			2		
	国語	言語文化		2		2		
ľ	地理	世界史A		2		2		
	歴史	日本史A	2			2		
	公民	現代社会	2			2		
İ	数学	数学 I	2			2		
	TI TA	科学と人間生活		1(1)		2		
基礎	理科	生物基礎			2	2		科学的思考の基盤
(促	保健	体育	3	2	2	7		人間と生活
分野	体育	保健		1	(1)	1		
到	-+- <.b-	音楽 I	2			2	,55 TO	
	芸術	美術 I	2			2	選択	
•	外国語	英語コミュニケーション I	2			2		
	家庭	家庭基礎			2	2		
	情報	情報 I	1	1		2		
	小計		16	9	6	31		
専門	保健	医療と社会			2	2		保健医療福祉とあん摩マッサージ 指圧、はり及びきゅうの理念
基	理療	人体の構造と機能	2	2	3	7		人体の構造と機能
礎八		疾病の成り立ちと予防		2	2	4		疾病の成り立ち、予防及び回
分野		生活と疾病		2	4	6		復の促進
±)'		小 計	2	6	11	20		
		基礎保健理療	2	2		4		基礎あん摩マッサージ指圧学
=		臨床保健理療		3	3	6		臨床あん摩マッサージ指圧学
専門分	保健 理療	地域保健理療と 保健理療経営	2			3		社会あん摩マッサージ指圧学
野		保健理療基礎実習	3	3	3	9		実習
포『		保健理療臨床実習		3	6	9		臨床実習
		小 計	7	11	12	30		
7		生活と疾病	2			2		総合領域
/	/ [	医療と社会	1	1	1	3		心口 识场
		課題研究	1	1	1	3		
	小 計		4	2	2	10		
	総合的な探究の時間		(1)	(1)	(1)			
	持別活動(ホームルーム)		1	1	1	3		
自立	自立活動 合 計		1	1	1	3		
	747		31	30	33	94		

#### 備考

- ・「保健」2単位中1単位は「疾病の成り立ちと予防」1単位で代替
- ・「科学と人間生活」2単位中1単位は「人体の構造と機能」1単位で代替
- ・「総合的な探究の時間」3単位は「課題研究」3単位で代替

### 五.変更届出について

認定・指定を受けている学校について、1)設置者の名称又は住所(主たる事務所の所在地)2)学 校の名称、位置、3)学則(修業年限、教育課程及び生徒の定員に関する事項を除く)の変更があった 場合に提出すること。

- 1. 提出書類様式 変更届出書
- 2. 提出期限

変更後1か月以内(休日の場合は、直前の開庁日)

录式	1列)													
					変	更	届	出	書			年	月	Ш
文	(部科学大臣	5 殿												
								設	置者名称	尓				
									住瓦	斤				
							f	せます!	職・氏名	3			印	
	【〇〇〇学村	交•〇〇:	学科】(	の【変勇	更届出₹	事項】(	の変更	につい	ハて、【オ	あん摩	マツサー	ジ指圧師	、はり	師、き
ゆう	節等に関す	する法律!	施行令	第3条第	第2項】	』の規2	定に基	づき、	、関係書	類を	添えて届け	け出ます。		
1.	学校の名称	<b>尓、位置</b>	及び学 <sup>;</sup>	校長の月	氏名									_
	名	称												
	位	置	₹	_					<b>5</b> -1	. ,	`			
	学校長	 の氏名							電話	i (	)			_
2.	変更事項		J											
3.	変更理由													
4.	変更年月日	∃ ,	令和	年	月	日								
5.	学則(別為	ふのとお	IJ)											

#### 3. 記入上の注意事項

- 設置者名称、住所、代表者職・氏名、【 】内の記入については、「三. 認定(指定)申請につい て」の3. 記入上の注意事項参照(P.12)
- ○「5. 学則」について
  - ・学則(修業年限、生徒の定員及び教育課程に関する事項以外)に変更がある場合は、新学則及び 旧学則を添付すること。学則以外の変更事項の場合には添付する必要はない。なお、都道府県条 例等が学則に相当する場合もあるので留意すること。
  - ·新規に臨床実習を行う実習施設を使用する場合は、総括表(様式例カ参照(P.27))、実習施設の 概要、承諾書(様式例オー2、オー3参照(P.20、21))を提出すること。
  - ・臨床実習を行う実習施設の届出については、実習施設の見直し等(確認)を毎年必ず実施するな どの対策を講じ、届出手続きに遺漏のないようにすること。
  - ・理学療法士学校における実習施設の変更は、変更承認申請として事前に様式を提出すること。

#### (様式例力)

総括	表		1			1	<u>科</u>		
番	現	行		変更後					
号	実習施設名	当該実習施設を 使用する授業科目名	実習	当該実習施設を 実習施設名 使用する授業科目名					
	合計実習施	設数 ( ) 施設		合計実	習施設数 ( )施設				
	変更後に新規に 使用する実習施設名		<ul><li>習施設を</li><li>授業科目名</li></ul>		<b>ミ習施設における実習指導者</b> (所属、資格名、臨床経験年数)	備	考		

#### (注)

- 〇 「現行」及び「変更後」の欄には、当該学校種別に係る使用する全ての実習施設についてまとめて記入すること。
- 1実習施設について、2以上の授業で使用する場合、「当該実習施設を使用する授業科目名」の 欄に全ての授業科目名を一括して記入すること。
- 〇 「実習施設における実習指導者」の欄には、当該実習施設の実習指導者を全て記入し、本務の所 属先、当該指定学校に係る資格名(免許の種類)及び臨床経験(業務従事)年数を記入すること。
- 使用する実習施設の数に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。
- 実習施設における実習指導者が、養成しようとする資格に係る免許を有していない場合(一人でも免許を有していない実習指導者がいる場合も含む)は、①学校等の実習指導体制及び②その実習指導者が実習目的に照らして適切であることを説明する書類を添付すること。(様式自由)
- 授業科目のみが変更された場合、変更届出の提出の必要はない。ただし、新規に使用する実習 施設の届出を行う場合に、備考欄に「科目の追加」若しくは「科目の削除」を記載すること。
- 複数の実習施設のうち、使用しなくなった実習施設が生じた場合、変更届出の提出の必要はない。ただし、新規に使用する実習施設の届出を行う場合に、使用しなくなった施設の変更後の欄を空欄にし、備考欄に「削除」と記載すること。

#### (様式例力) 記入例

表				専攻科保健	理療科
現	行		変更	更後	/ <del>**</del> +*
実習施設名	当該実習施設を 使用する授業科目名	実習施設	<u> </u>	当該実習施設を 使用する授業科目名	備考
文部科学県立視覚支援 学校附属実習施設	保健理療臨床実習			保健理療臨床実習	
文科鍼灸指圧施術所	保健理療臨床実習				削除
		文部鍼灸マッヤ	ナージ院	保健理療臨床実習	新規
合計実習施	記数 ( 2 )施設		合計実習的	西設数 ( 2 )施設	
変更後に新規に 使用する実習施設名					備考
文部鍼灸マッサージ	完 保健理療	<b>聚臨床実習</b>			
	現 実習施設名 文部科学県立視覚支援 学校附属実習施設 文科鍼灸指圧施術所 合計実習施 変更後に新規に 使用する実習施設名	現 行     実習施設名    当該実習施設を 使用する授業科目名     文部科学県立視覚支援 学校附属実習施設    保健理療臨床実習     文科鍼灸指圧施術所    保健理療臨床実習     合計実習施設数 ( 2 )施設     変更後に新規に 使用する実習施設名    使用する技	現 行  実習施設名	現 行 変更 要習施設名 当該実習施設を 使用する授業科目名 実習施設名 実習施設名 実習施設名 文部科学県立視覚支援 学校附属実習施設 保健理療臨床実習 学校附属実習施設 文科鍼灸指圧施術所 保健理療臨床実習 文部鍼灸マッサージ院 合計実習施設数 (2)施設 合計実習施設を 実習 変更後に新規に 当該実習施設を 使用する実習施設名 使用する授業科目名 (所属 文部鍼灸マッサージ院 保健理療臨床実習	現 行 変更後    実習施設名

## 六. 認定(指定)取消申請について

- 1. 提出書類 認定(指定)取消申請書
- 2. 提出期限

取消しを受けようとする日から3か月前(3月31日付で取消しを受ける場合は前年12月28日(休日の場合は直前の開庁日))

	_		
(样	ᅸ	/=.1	•
/ <b>T</b> ±	=	A MII	

が弱まれ	合は <u></u> 側の原 例)	荆汀:	<b>1</b> ))						
1.20	<i>(</i> 17)			認定(	(指定) 取消申	申請書			
							年	月	日
艾	(部科学大臣	殿							
					設體	置者名称			
						住所			
					代表者耶	哉・氏名		印	
	【〇〇〇学校・	00	学科】	の認定の取消しに	ついて、【あん	摩マツサージ	指圧師、はり師	、きゆう	師等に
関す	「る法律施行令	第7	条】 <i>σ</i>	)規定に基づき、関	[係書類を添えて	申請します。			
1.	学校の名称、		及び学	単校長の氏名 					
	名	称							
			₹	_					
	位 	置				<b>高</b> 毛 /	`		
	学校長の印	L Ø				電話(	) –		
	子校長の足								
2.	学科の名称、	修業:	年限等	F					_
	学 科 の	名	称	修業年限	1 学年の定員	総学級数	総定員	備考	
3.	認定年月日								
4.	認定の取消し	.を受(	ナよう	うとする理由					
5.	認定の取消し	.を受	ナよう	)とする予定期日					
6.	在学中の生徒	があ	る場合	のその措置等					

#### 3. 記入上の注意事項

〇 設置者名称、住所、代表者職・氏名、【 】内の記入については、「三. 認定(指定)申請について」の3. 記入上の注意事項参照(P.12)

### 七. 参考資料

ア 教育内容と教科「保健理療」に属する科目との対比表(特別支援学校(視覚障害)高等部本科)

	認定規則に示す教育内容と単位	立数	左の単	单位数	を換算		導要領の教科・科目と 時間数を換算した単位			
			した	授業時	詩間数	平成 21 年告示	平成 31 年告示	Ĺ	単位数	女
1基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	210	~	630	科学的思考の基盤 人間と生活	科学的思考の基盤 人間と生活	6	~	18
野	小 計	14	210	~	630		小計	6	~	18
2	人体の構造と機能	12	180	~	540	人体の構造と機能	人体の構造と機能	6	~	15
専門	疾病の成り立ち、予防及び 回復の促進 保健医療福祉とあん摩マッサー ジ指圧、はり及びきゅうの理念		180	~	540	疾病の成り立ちと予防	疾病の成り立ちと予防	6	~-	15
基			100	.~	540	生活と疾病	生活と疾病	0	~	10
<b>礎</b> 分 野			45	~	135	医療と社会	医療と社会	2	~	3
±1'	小 計	27	405	~	1215		小 計	14	~	33
	基礎あん摩マッサージ指圧学	7	105	~	315	基礎保健理療	基礎保健理療	3	~	9
3	臨床あん摩マッサージ指圧学	11	165	~	495	臨床保健理療	臨床保健理療	5	~	14
専門	社会あん摩マッサージ指圧学	2	30	~	90	地域保健理療と 保健理療経営	地域保健理療と 保健理療経営	1	~	2
分	実 習	10	300	~	450	保健理療基礎実習	保健理療基礎実習	13	~	17
野	臨床実習	4	120	~	180	保健理療臨床実習	保健理療臨床実習	13		17
	小 計	34	720	~	1530		小 計	22	~	42
						上記の各教科・科目	上記の各教科・科目			
	総合領域		150	~	450	保健理療情報活用	保健理療情報	5	~	12
						課題研究	課題研究			
	合 計	85	1485	~	3825		合 計	46	~	105

- 1. 教育内容、単位数等は、「あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則」(昭和26年9月13日)(以下「認定規則」という。)に基づくものである。
- 2.「左の単位数を換算した授業時間数」欄に示す時間数は、各教育内容の単位数に相当する授業時数である。(実験、実習又は実技については 30~45 時間の授業、その他の教育内容については 15~45 時間の授業をもって 1 単位とするものとして算出している。また、「総合領域」については、基礎分野、専門基礎分野又は専門分野において取り扱うものとし、講義又は演習により授業を行う場合は、15~45 時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって 1 単位とし、実験、実習又は実技により授業を行う場合は、30~45 時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって 1 単位とする。)
- 3.「学習指導要領上の教科・科目と左の授業時間数を換算した単位数」欄に示す単位数は、各教育内容の「左の単位数 を換算した授業時間数」欄の授業時間数に相当する学習指導要領上の単位数(1単位時間を50分とし、35単位時間の 授業を1単位として計算している。)である。
- 4.「認定規則に示す教育内容と単位数」欄に示す各教育内容の単位を充足するには、「学習指導要領の教科・科目と左の授業時間数を換算した単位数」欄の各科目について、「学習指導要領の教科・科目と左の授業時間数を換算した単位数」欄に示す単位数を満たすことが必要である。なお、「認定規則に示す教育内容と単位数」欄に示す単位数を超えて履修させることは可能である。
- 5. 総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動については、基礎分野、専門基礎分野又は専門分野のいずれにも該当しないものとする。
- 6. 学習指導要領(平成 21 年告示)の教科・科目については、学習指導要領(平成 31 年告示)の教科・科目とすることができる。

#### イ 教育内容と教科「保健理療」に属する科目との対比表(特別支援学校(視覚障害)高等部専攻科)

	認定規則に示す教育内容と単位	数		单位数 を 授業時	を換算 i間数	学習指導要領(平成 21 年告示)の教科・科目	学習指導要領(平成 31 年告示)の教科・科目
1基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	210	~	630	科学的思考の基盤 人間と生活	科学的思考の基盤 人間と生活
野	小 計	14	210	~	630		
	人体の構造と機能	12	180	~	540	人体の構造と機能	人体の構造と機能
2 専	疾病の成り立ち、予防及び回復	12	180	~	540	疾病の成り立ちと予防	疾病の成り立ちと予防
門 基	の促進					生活と疾病	生活と疾病
2専門基礎分野	保健医療福祉とあん摩マッサー ジ指圧、はり及びきゅうの理念	3	45	~	135	医療と社会	医療と社会
	小 計	27	405	~	1215		
	基礎あん摩マッサージ指圧学	7	105	~	315	基礎保健理療	基礎保健理療
	臨床あん摩マッサージ指圧学	11	165	~	495	臨床保健理療	臨床保健理療
	社会あん摩マッサージ指圧学	2	30	~	90	地域保健理療と 保健理療経営	地域保健理療と 保健理療経営
3 専	実 習	10	300	~	450	保健理療基礎実習	保健理療基礎実習
門	臨床実習	4	120	~	180	保健理療臨床実習	保健理療臨床実習
分野						専門分野に係る各科目	専門分野に係る各科目
	総合領域	10	150	~	450	保健理療情報活用	保健理療情報
						課題研究	課題研究
	小 計	44	870	~	1980		
(注)	合 計	85	1485	~	3825		

- 1. 教育内容、単位数等は、「あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則」(昭和 26 年 9月 13 日)に基づくものである。
- 2.「左の単位数を換算した授業時間数」欄に示す時間数は、各教育内容の単位数に相当する授業時数である。(実験、実習又は実技については 30~45 時間の授業、その他の教育内容については 15~45 時間の授業をもって 1 単位とするものとして算出している。ただし、体育実技等を基礎分野の教育内容に位置付ける場合は、30~45 時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって 1 単位とする必要がある。また、「総合領域」については、講義又は演習により授業を行う場合は、15~45 時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって 1 単位とし、実験、実習又は実技により授業を行う場合は、30~45 時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって 1 単位とする。)
- 3. 「認定規則に示す教育内容と単位数」欄に示す各教育内容の単位を充足するには、「学習指導要領の教科・科目」欄の 各科目について、「左の単位数を換算した授業時間数」欄に示す時間数を満たすことが必要である。なお、「認定規則に 示す教育内容と単位数」欄に示す単位数を超えて履修させることは可能である。
- 4. 学習指導要領(平成 21 年告示)の教科・科目については、学習指導要領(平成 31 年告示)の教科・科目とすることができる。

#### ウ 教育内容と教科「理療」に属する科目との対比表(特別支援学校(視覚障害)高等部専攻科)

	認定規則に示す教育内容と単位	数		位数を 受業時	:換算した 間数	学習指導要領(平成 21 年告示)の教科・科目	学習指導要領(平成 31 年告示)の教科・科目
1基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	210	~	630	科学的思考の基盤 人間と生活	科学的思考の基盤 人間と生活
野	小 計	14	210	~	630		
	人体の構造と機能	12	180	~	540	人体の構造と機能	人体の構造と機能
2専門基礎分野	疾病の成り立ち、予防及び回復	12	180	~	540	疾病の成り立ちと予防	疾病の成り立ちと予防
基	の促進					生活と疾病	生活と疾病
<sup>促</sup> 分野	保健医療福祉とあん摩マッサー ジ指圧、はり及びきゅうの理念	3	45	~	135	医療と社会	医療と社会
	小計	27	405	~	1215		
	基礎あん摩マッサージ指圧学						
	基礎はり学	9	135	~	405	基礎理療学	  基礎理療学
	基礎きゅう学						
	臨床あん摩マッサージ指圧学 臨床はり学 臨床きゅう学	15	225	~	675	臨床理療学	臨床理療学
3	社会あん摩マッサージ指圧学						
3 専門分野	社会はり学	2	30	~	90	地域理療と理療経営	地域理療と理療経営
分野	社会きゅう学						
z.	実 習	19	570	~	855	理療基礎実習	理療基礎実習
	臨床実習	4	120	~	180	理療臨床実習	理療臨床実習
						専門分野に係る各科目	専門分野に係る各科目
	総合領域	10	150	~	450	理療情報活用	理療情報
						課題研究	課題研究
	小 計	59	1230	~	2655		
	合 計	100	1845	~	4500		

- 1. 教育内容、単位数等は、「あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則」(昭和26年9月13日)に基づくものである。
- 2.「左の単位数を換算した授業時間数」欄に示す時間数は、各教育内容の単位数に相当する授業時数である。(実験、実習又は実技については 30~45 時間の授業、その他の教育内容については 15~45 時間の授業をもって 1 単位とするものとして算出している。ただし、体育実技等を基礎分野の教育内容に位置付ける場合は、30~45 時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって 1 単位とする必要がある。また、「総合領域」については、講義又は演習により授業を行う場合は、15~45 時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって 1 単位とし、実験、実習又は実技により授業を行う場合は、30~45 時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって 1 単位とする。)
- 3. 「認定規則に示す教育内容と単位数」欄に示す各教育内容の単位を充足するには、「学習指導要領の教科・科目」欄の 各科目について、「左の単位数を換算した授業時間数」欄に示す時間数を満たすことが必要である。なお、「認定規則に 示す教育内容と単位数」欄に示す単位数を超えて履修させることは可能である。
- 4. 学習指導要領(平成 21 年告示)の教科・科目については、学習指導要領(平成 31 年告示)の教科・科目とすることができる。

## エー1 教育内容と教科「理学療法」に属する科目との対比表(特別支援学校(視覚障害)高等部専攻 科)※令和2年度以降の入学者に適用

	指定規則に示す教育内容と単位数			──── 单位数3 授業時	を換算した 間数	学習指導要領(平成 31 年告示)の教科・科目
1基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活 社会の理解	14	210	~	630	科学的思考の基盤 人間と生活
野	小 計	14	210	~	630	
2 専	人体の構造と機能及び心身の発達	12	180	~	540	人体の構造と機能
門基	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	14	210	~	630	疾病と障害
礎分	   保健医療福祉とリハビリテーションの理念 	4	60	~	180	保健・医療・福祉と リハビリテーション
野	小 計	30	450	~	1350	
	基礎理学療法学	6	90	~	270	基礎理学療法学
3	理学療法管理学	2	30	~	90	理学療法管理学
専	理学療法評価学	6	90	~	270	理学療法評価学
門	理学療法治療学	20	300	~	900	理学療法治療学
分野	地域理学療法学	3	45	~	135	地域理学療法学
	臨床実習	20	600	~	900	理学療法臨床実習
	小 計	53	1155	~	2565	
選択科目						理学療法情報
科目						課題研究
	合 計	101	1815	~	4545	

- 1. 教育内容、単位数等は、「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」(昭和41年3月30日)(以下「指定規則」 という。)に基づくものである。
- 2.「左の単位数を換算した授業時間数」欄に示す時間数は、各教育内容の単位数に相当する授業時数である。(実験、実習又は実技については 30~45 時間の授業、その他の教育内容については 15~45 時間の授業をもって 1 単位とするものとして算出している。ただし、体育実技等を基礎分野の教育内容に位置付ける場合は、30~45 時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって 1 単位とする必要がある。)
- 3.「指定規則に示す教育内容と単位数」欄に示す各教育内容の単位を充足するには、「学習指導要領の教科・科目」欄の各科目について、「左の単位数を換算した授業時間数」欄に示す時間数を満たすことが必要である。なお、「指定規則に示す教育内容と単位数」欄に示す時間数を超えて履修させることは可能である。
- 4. 臨床実習の実習時間のうち、その3分の2以上は医療提供施設において行うこと。また、医療提供施設において行う 実習時間のうち2分の1以上は病院又は診療所において行うこと。通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションに関する実習を一単位以上行うこと。(指定規則別表第一)
- 5. 学習指導要領(平成 21 年告示)の教科・科目については、学習指導要領(平成 31 年告示)の教科・科目とすることができる。
- ※学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第135号第5項で準用する同令第91条の規定により令和2年4月 1日以降に入学した生徒で、同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。

## エー2 教育内容と教科「理学療法」に属する科目との対比表(特別支援学校(視覚障害)高等部専攻 科)※平成31年度以前の入学者に適用

			1				
	指定規則に示す教育内容と	単位数	左の単位 授		学習指導要領(平成 21 年告示)の教科・科目	学習指導要領(平成31 年告示)の教科・科目	
1 基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	210	~	630	科学的思考の基盤 人間と生活	科学的思考の基盤 人間と生活
野	小 計	- 14	210	~	630		
2 専	人体の構造と機能及び心身 の発達	12	180	~	540	人体の構造と機能	人体の構造と機能
門基	疾病と障害の成り立ち及び 回復過程の促進	12	180	~	540	疾病と障害	疾病と障害
一 砂 野	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	2	30	~	90	保健・医療・福祉と リハビリテーション	保健・医療・福祉と リハビリテーション
	小 計	- 26	390	~	1170		
	基礎理学療法学	6	90	~	270	基礎理学療法学	基礎理学療法学
3							理学療法管理学
専	理学療法評価学	5	75	~	225	理学療法評価学	理学療法評価学
門分	理学療法治療学	20	300	~	900	理学療法治療学	理学療法治療学
野	地域理学療法学	4	60	~	180	地域理学療法学	地域理学療法学
, zi	臨床実習	18	540	~	810	臨床実習	理学療法臨床実習
	小 計	- 53	1065	~	2385		
選択科目						理学療法情報活用	理学療法情報
科目						課題研究	課題研究
	合 計 93 1665 ~ 4185						
(2 <del>+</del> )			•				

- 1. 教育内容、単位数等は、「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」(昭和41年3月30日)(以下「指定規則」 という。)に基づくものである。
- 2.「左の単位数を換算した授業時間数」欄に示す時間数は、各教育内容の単位数に相当する授業時数である。(実験、実習又は実技については 30~45 時間の授業、その他の教育内容については 15~45 時間の授業をもって 1 単位とするものとして算出している。ただし、体育実技等を基礎分野の教育内容に位置付ける場合は、30~45 時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって 1 単位とする必要がある。)
- 3.「指定規則に示す教育内容と単位数」欄に示す各教育内容の単位を充足するには、「学習指導要領の教科・科目」欄の 各科目について、「左の単位数を換算した授業時間数」欄に示す時間数を満たすことが必要である。なお、「指定規則に 示す教育内容と単位数」欄に示す時間数を超えて履修させることは可能である。
- 4. 臨床実習の実習時間のうち、その3分の2以上は病院又は診療所において行うこと。(指定規則別表第一)
- 5. 学習指導要領(平成 21 年告示)の教科・科目については、学習指導要領(平成 31 年告示)の教科・科目とすることができる。
- ※学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 135 号第 5 項で準用する同令第 91 条の規定により平成 31 年 4 月 1 日以降に入学した生徒で、同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを含む。

## オ 教育内容と教科「歯科技工」に属する科目との対比表(特別支援学校(聴覚障害)高等部専攻 科)※平成31年度以降の入学者に適用

	指定規則(平成 30 年施行)に示 教育内容と単位数	左の単位数を換算した 授業時間数			学習指導要領(平成 31 年 告示)の教科・科目			
1基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	5	75	~	225	科学的思考の基盤 人間と生活		
	小 計	5	75	~	225			
2専門基礎分野	歯科技工と歯科医療	3	45	~	135	歯科技工学概論		
						歯科技工関係法規		
	歯・口腔の構造と機能	7	105	~	315	歯の解剖学		
	图 口圧の特定し成化	,				顎口腔機能学		
	歯科材料・歯科技工機器と加工技術	7	105	~	315	歯科理工学		
	小 計	17	255	~	765			
3 専門分野	有床義歯技工学	12	180	~	540	有床義歯工学		
	歯冠修復技工学	13	195	~	585	歯冠修復技工学		
	矯正歯科技工学	2	30	~	90	矯正歯科技工学		
	小児歯科技工学	2	30	~	90	小児歯科技工学		
	歯科技工実習	11	330	~	495	歯科技工実習		
	小 計	40	765	~	1800			
	合 計		1095	~	2790			

- 1. 教育内容、単位数は、「歯科技工士学校養成所指定規則」(以下「指定規則」という。)に基づくものである。
- 2.「左の単位数を換算した授業時間数」欄に示す時間数は、各教育内容の単位数に相当する授業時数である。(実験、実習又は実技については 30~45 時間の授業、その他の教育内容については 15~45 時間の授業をもって 1 単位とするものとして算出している。ただし、体育実技等を基礎分野の教育内容に位置付ける場合は、30~45 時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって 1 単位とする必要がある。)
- 3.「指定規則に示す教育内容と単位数」欄に示す各教育内容の単位を充足するには、「学習指導要領の教科・科目」欄の 各科目について、「左の単位数を換算した授業時間数」欄に示す時間数を満たすことが必要である。なお、「指定規則に 示す教育内容と単位数」欄に示す時間数を超えて履修させることは可能である。
- 4. 歯・口腔の構造と機能、歯科材料・歯科技工機器と加工技術、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学 及び小児歯科技工学の教育については、基礎実習教育を含むこと。(指定規則別表備考2)
- 5. 歯科技工実習は、少なくとも、学生又は生徒 10 人に対し 1 人の割合の歯科医師又は歯科技工士によって教育するものとすること。(指定規則別表備考3)
- ※学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第135号第5項で準用する同令第91条の規定により平成31年4月1日以降に入学した生徒で、同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。

#### カ 「柔道整復」教育内容・単位数と授業時間数との対比表(特別支援学校(視覚障害)高等部専攻科)

	指定規則に示す教育内容と単位	左の単位数を換算した 授業時間数			
1基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	210	~	630
野	小 計	14	210	~	630
2 専	人体の構造と機能	15	225	~	675
	疾病と傷害	11	165	~	495
門基	柔道整復術の適応	2	30	~	90
礎分	保健医療福祉と柔道整復の理念	8	120	~	360
野	社会保障制度	1	15	~	45
	小 計	37	555	~	1665
	基礎柔道整復学	10	150	~	450
3 専	臨床柔道整復学	17	255	~	765
門 分 野	柔道整復実技	17	255	~	765
	臨床実習	4	120	~	180
	小 計	48	780	~	2160
	合 計	99	1545	~	4455

<sup>1.</sup> 教育内容、単位数等は、「柔道整復師学校養成施設指定規則」(昭和47年5月13日)(以下「指定規則」という。)に基づくものである。

<sup>2.「</sup>左の単位数を換算した授業時間数」欄に示す時間数は、各教育内容の単位数に相当する授業時数である。(実験、実習又は実技については 30~45 時間の授業、その他の教育内容については 15~45 時間の授業をもって 1 単位とするものとして算出している。ただし、体育実技等を基礎分野の教育内容に位置付ける場合は、30~45 時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって 1 単位とする必要がある。)

『あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律等の施行について (通知)』(平成元年10月11日付け文初特第174号)(抄)

3. (3) 新規則第4条第14号にいう「教育上必要な器械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品」としては、盲学校においては別表のようなものが考えられるので、別表を標準として整備を図ること。

#### 別 表

## 教育上必要な器械器具、標本及び模型、図書 並びにその他の備品

	1 専門基礎科目用				
	イ 解剖学実習用機器(動物解剖台、動物解剖道具を含む。)				
	ロ 生理学実習用機器 (肺活量系、心電計、筋電計を含む。)				
	ハ 臨床医学実習用機器(血圧計、聴診器、神経学的検査用具、角度計、握力計、背				
器械器具	筋力計を含む。)				
<b>超似的<del>只</del></b>	二 顕微鏡				
	2 専門科目用				
	イ 消毒・保管機器 (煮沸消毒器、(以下はり師に係る認定施設に限る。) 高圧減菌器、				
	ガス滅菌器、紫外線消毒器)				
	ロ 皮膚温計、皮膚電気抵抗計、低周波治療器、赤外線治療器及びホットパック				
	1 組織標本				
	2 経穴人形				
	3 デルマトーム人形				
標本及び模型	4 人体解剖模型 (等身大 50 分解以上)、人体骨格模型 (等身大)、関節種類模型 (8				
	種以上)、筋模型、脊髄横断模型、脳及び神経系模型(中枢神経及び末梢神経を含む				
	もの)、血管循環器系模型、上・下肢解剖模型 (30 分解以上)、人体内臓模型、呼吸器				
	模型、心臓解剖模型、腎臓及び泌尿器模型及び触覚器模型(外皮)				
	1 教育上必要な専門図書(1,000 冊以上。ただし、点字図書は、1タイトルを1冊と				
図書	する。)				
	2 学術雑誌(20種類以上)				
その他の備品	ベッド及びその附属品(生徒3人につき1組以上)				

- 備考 1 器械器具並びに標本及び模型については、実習等に必要な数を有すること。
  - 2 主として視覚障害者を対象とする養成施設においては、図書に点字図書を含めることが望ましいこと。